○厚生労働省令第百三十五号

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三十九条（同法附則第五条第八項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、船員保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年七月二十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

船員保険法施行規則の一部を改正する省令

船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第百十五条第一項第六号中「障害補償給付」を「障害補償給付又は障害給付（以下「障害補償給付等」という。）」に、同条第二項第四号中「労働者災害補償保険法による障害補償給付」を「障害補償給付等」に、同号中「当該障害補償給付」を「当該障害補償給付等」に、第三項中「労働者災害補償保険法の規定による障害補償給付」を「障害補償給付等」に改める。

第百二十九条第五項中「遺族補償給付の変更の決定」を「遺族補償年金又は遺族年金（以下「遺族補償年金等」という。）」に改める。

第百三十一条第六項中「労働者災害補償保険法の規定による遺族補償給付」を「遺族補償年金等」に改める。

第百三十九条第一項第八号中「労働者災害補償保険法の規定による遺族補償一時金」を「法第百一条に規定する遺族補償一時金等（以下「遺族補償一時金等」という。）」に改め、同条第三項中「労働者災害補償保険法の規定による障害補償給付の変更の決定」を「遺族補償一時金等」に改める。

第百四十条第三項中「労働者災害補償保険法の規定による障害補償給付」を「遺族補償年金等又は遺族補償一時金等」に改める。

第百五十条中「平成二十七年八月一日」を「平成二十八年八月一日」に、「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

別表第五中「二四・六七」を「二四・七七」に、「二一・七三」を「二一・八二」に、「二〇・五〇」を「二〇・五九」に、「一九・六一」を「一九・七〇」に、「一八・五〇」を「一八・五八」に、「一七・八六」を「一七・九三」に、「一七・六〇」を「一七・六七」に、「一六・五三」を「一六・六〇」に、「一五・五五」を「一五・六二」に、「一三・九一」を「一三・九七」に、「一二・五一」を「一二・五七」に、「一一・二八」を「一一・三三」に、「一〇・一八」を「一〇・二三」に、「九・三二」を「九・三六」に、「八・四六」を「八・四九」に、「七・六一」を「七・六五」に、「六・七四」を「六・七七」に、「五・九〇」を「五・九二」に、「五・〇七」を「五・〇九」に、「四・四四」を「四・四六」に、「三・八五」を「三・八六」に、「三・二四」を「三・二五」に、「二・〇〇」を「二・〇二」に、「二・二三」に、「一・九九」を「二・〇〇」に、「一・八二」を「一・八三」に、「一・七二」を「一・七三」に、「一・六二」を「一・六三」に、「一・三六」を「一・三七」に、「一・一七」を「一・一八」に、「一・一四」を「一・一五」に、

平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで	一・〇〇
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	〇・九七
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで	〇・九七
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで	〇・九七
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで	〇・九八
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで	〇・九八
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	〇・九八
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	〇・九八
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	〇・九八
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	〇・九八
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	〇・九九
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	〇・九九
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	〇・九九
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	〇・九九
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	〇・九九
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	〇・九九
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	一・〇一

を

平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで	〇・九九
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	一・〇〇
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで	一・〇一
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで	一・〇二
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで	一・〇二
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで	一・〇二
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	一・〇二
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	一・〇二
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	一・〇二
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	一・〇二
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	一・〇三
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	一・〇三
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	一・〇三
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	一・〇三
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	一・〇三
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	一・〇三
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	一・〇四
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	一・〇四
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	一・〇四
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	一・〇五
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	一・〇五
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	一・〇五

に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十八年八月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十八年七月三十一日以前の日に係る船員保険法の休業手当金の額、同月以前の月分の同法による障害年金及び遺族年金の額、同日以前に支給すべき事由の生じた同法による障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族一時金及び遺族年金差額一時金の額並びに同日以前に支給すべき事由の生じた障害前払一時金及び遺族前払一時金の限度額並びに同月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付（職務上の事由又は通勤によるものに限る。）の額の算定については、なお従前の例による。

○環境省令第十九号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十四号）の施行に伴い、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

平成二十八年七月二十九日

環境大臣　大塚　珠代